三鷹市立第七中学校「生成 AI」の利用に関するガイドライン

令和８年７月１日
おおさわ学園三鷹市立第七中学校

本ガイドラインの趣旨

○ 「AI」とは「人工知能」のことです。これまでの AI は人間が与えたデータを学習し、その中から適切な回答を判定したり結果を予測したりするなど、あらかじめ決められた範囲内の行為を自動化することが主な機能でした。これに対して「生成 AI」は、ディープラーニング（深層学習）により AI が自ら学習を重ね、それまで存在しなかった新しいコンテンツ(テキスト、画像、音声、動画など)を生み出すことができます。

○ 生成 AI は発展途上ではあるものの、その進化は目覚ましく、利用者側に特別な専門知識がなくても、業務効率化からアイデア創出、コンテンツ制作などの知的作業まで簡単にこなせるレベルにまで高度化しています。すでに、企業においては業務効率化や品質向上、アイデア創出などビジネスシーンでの活用が進んでいます。

○ その一方、情報の「正しさ」を追及しているものではないため、もっともらしいウソや事実と異なる回答が出力されることもあります。そうしたリスクに加え、情報漏洩や著作権侵害のリスクも存在しているため、利用者には適切に生成 AI を利用できるリテラシーが求められます。

○ そのため、生成 AI の開発事業者からは年齢制限を含む利用規約が提示されており、利用にあたっては遵守する必要があります。

- ChatGPT（OpenAI 社）は 13 歳以上、18 歳未満の場合は保護者同意が必要
- Copilot（Microsoft 社）は成年であること、未成年の場合は保護者同意が必要
- Gemini（Google 社）は 13 歳以上であることが必要　　2026 年 7 月現在

○ 第七中学校としては生成 AI の利用を一律に制限するのではなく、「おおさわ学園デジタル・シティズンシップ宣言」等に基づく一定のガイドラインの下に、適切かつ安全な利用方法を生徒・教職員共に身に付けることを前提として、積極的な活用を推進するべきだと考えます。そのために、次の３つの段階を踏まえて本ガイドラインを遵守するものとします。

第１段階 「『生成 AI』について学ぶ」（仕組み、メリットとデメリットの理解 等）
第２段階 「使い方を学ぶ」（プロンプト作成のスキル、ファクトチェックの方法 等）
第３段階 「活用する」（学習の効果的展開や業務効率化のツールとして活用 等）

前提となる利用条件

1　教育に係る目的で利用すること。
2　個人情報及び機密情報を取り扱わないこと。(※)
3　著作権、肖像権に十分に配慮すること。
4　生成 AI の出力結果は「参考の一つ」として捉え、最後は人間が判断すること。

※　以下のデータを生成 AI で取り扱うことを禁止します。
- 個人情報や成績情報を含むデータ
- 生徒や教職員の利益に重大な損害を与える恐れのあるデータ
- 公平かつ円滑な学校運営を著しく妨げる恐れのあるデータ
- 事故等が発生したときに、その復元等が著しく困難となるデータ
- 上記の他、機密保持の観点などから保護を要するデータ

利用にあたってのガイドライン

1　学習指導要領に示す資質・能力を育成するために効果的な学習場面で利用することとし、生成ＡＩの利用が主たる目的とならないように指導計画を立てる。

2　生成ＡＩを利用する目的・利用方法・期待される学習効果等について事前に保護者に知らせ、利用規約に基づく許諾を得る。

3　利用前に、生成ＡＩの性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行う。

4　生成 AI によって生成される情報は、必ずしも正しいとは限らないことを確認・指導するとともに、情報を吟味・点検する観点やプロセスを授業に取り入れる。

5　情報漏洩の可能性があることから、教師・生徒とも、氏名、成績等の個人情報や機密性のある情報などについては厳に入力しない。

6　有害なコンテンツが含まれている可能性や著作権侵害の可能性があることから、教師が生成ＡＩを利用して生成した生成物を生徒に提示する際には、事前に十分な確認・点検・検証を行う。

7　生成ＡＩで生成した生成物（画像、音楽、動画含む）の使用に当たっては、既存の著作

物や実在の人物との類似を確認するなど、著作権・肖像権に配慮する。

具体的な利用例

（適切な例）

○　グループの考えをまとめ、アイデアを出す活動の途中段階で、生徒同士で一定の議論や結論を出した上で、不足している視点を見つけて議論を深める目的で活用する。

○　英会話の相手として活用し、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味・関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用する。

○　高校入試対策の学習として自分で作成した小論文や短作文、英作文など、自分自身では採点が難しいものを評価するために活用する。（誤字・脱字・衍字、文法上の誤りなどを指摘させたり、論理的な整合性、表現の適切さなどを評価させたりすることが考えられる）

○　生成 AI の活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲して、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出する。

○　課題研究等の過程で、自らが作成したレポートの素案に足りない観点などを補充するために活用する。（その際、AI とのやりとりの過程やファクトチェックの評価を参考資料として添付させること、引用・参考文献などを明示させることも考えられる）

○　情報モラル教育の一環として、教員が生成 AI が生成する誤りを含む回答を教材として使用し、その性質や限界等を生徒に気付かせる。

○　生成 AI をめぐる社会的論議について生徒自身が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用させる。

（不適切な例）

▲　生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行わないままで利用させる。

▲　各種コンクールの作品やレポート・小論文などについて、生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出する。（コンクールへの応募を推奨する場合は応募要項等を踏まえた十分な指導が必要）

▲　詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など生徒の感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面などで最初から安易に使わせる。

▲　テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に使わせる。

▲　教員が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教員の代わりに安易に生成 AI から生徒に対し回答させる。

▲　定期考査や小テストなどで生徒に使わせる。（学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない）

▲　教員が生成 AI からの出力のみをもって生徒の学習評価を行う。